

## 第九号

## 徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中その三をその四とし、その二の次に次のように加える。

その三 中等教育学校

名 称	位 置
徳島県立城ノ内中等教育学校	徳島市北田宮二丁目

## 附 則

この条例は、平成三十一年十一月一日から施行する。

## 提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、新たに徳島県立城ノ内中等教育学校を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。